

【事実婚・国際カップル関係にある患者様の必要書類】

※3ヶ月以内に発行された◆の書類を全て揃えてからご提出ください

<p>【事実婚】 二名とも 日本国籍</p>	<p>◆二名分の戸籍謄本(原本)もしくは独身証明書(原本) ◆住民票(原本) ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます ※別住所の場合は同意書に理由記入が必須です ○同意書(初診時にお渡しいたしますので後日ご提出ください)</p>
<p>【国際カップル】 日本国籍と 外国籍</p>	<p>◆日本国籍の方の戸籍抄謄本(原本)もしくは独身証明書(原本) ◆外国籍の方の独身証明書(原本) ・日本語訳必須:翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要です(ご本人様による翻訳でも構いません) ◆住民票(原本) ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます ※別住所の場合は同意書に理由記入が必須です ○同意書(初診時にお渡しいたしますので後日ご提出ください)</p>
<p>【事実婚】 二名とも 外国籍</p>	<p>◆二名分の在留カード(原本) ◆住民票(原本) ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます ※別住所の場合は同意書に理由記入が必須です ◆二名分の独身証明書(原本) ・日本語訳必須:翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要です(ご本人様による翻訳でも構いません) ○同意書(初診時にお渡しいたしますので後日ご提出ください)</p>
<p>注意事項</p>	<p>①書類の提出が間に合わない場合は、人工授精の実施をすることおよび体外受精のスケジュールを立てるることは出来ません。また、治療の開始時期が遅れる場合がございますので余裕をもってご準備ください。 ②提出された書類に記載されているお名前が、当院にご登録いただいているお名前と一致しない場合は、 その両方のお名前(登録氏名と通称名)が確認できる公的な身分証明書を添えてご提出ください。</p>